

## 建築物省エネ法の基準

		適合性判定		届出	
		建築物省エネ法施行(H28.4.1)後に新築された建築物	建築物省エネ法施行(H28.4.1)の際に現に存する建築物	建築物省エネ法施行(H28.4.1)後に新築された建築物	建築物省エネ法施行(H28.4.1)の際に現に新築された建築物
非住宅	一次エネルギー基準	1.0	1.1	1.0	1.1
	外皮基準	—	—	—	—
住宅	一次エネルギー基準	—	—	1.0	1.1
	外皮基準	—	—	1.0	—

※表中の数値は設計値を基準値で除した数値を表している

※一次エネルギー消費量基準については、

「設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー除く)」「基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー除く)」が表中の値以下になること

※住宅の一次エネルギー消費量基準については、住宅部分全体(全住戸+共用部)が表中の値以下になること。

※計算上の注意

平成28年度経済産業省・国土交通省令第1号に基づいた基準と計算方法を用いてください。(H28年度基準)

平成25年度基準(省エネ法)の基準・計算方法を用いることはできません。